

住居確保給付金（転居費用補助）について

住居確保給付金（転居費用補助）は、離職、休業等により収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助する制度です。

支給要件、支給額、支給対象等は以下のとおりです。

1 対象となる方（支給要件）

以下の（１）～（８）すべてに該当する方が支給対象となります。

- （１）申請者と同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
- （２）申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から２年以内であること
- （３）申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- （４）申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること

《収入基準額》

世帯区分	基準額	家賃上限額	収入基準額
単身世帯	84,000円	53,700円	137,700円
2人世帯	130,000円	64,000円	194,000円
3人世帯	172,000円	69,800円	241,800円
4人世帯	214,000円	69,800円	283,800円
5人世帯	255,000円	69,800円	324,800円
6人世帯	297,000円	75,000円	372,000円
7人世帯	334,000円	83,800円	417,800円

- （５）申請日の属する月において申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の預貯金の合計が次の金額以下であること

《資産基準額》

区分	金額
単身世帯	504,000円
2人世帯	780,000円
3人以上世帯	1,000,000円

- （６）生活困窮者家計改善支援事業において、転居が必要であり、かつその費用の捻出が困難であると認められること
- （７）国や自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと
- （８）申請者及び申請者と生計を一とする世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

2 支給額・対象経費

《支給額》

以下の表の支給限度額を上限として、転居費用について支給します。

区分	支給限度額
単身世帯	161,100円
2人世帯	192,000円
3人世帯	209,400円
4人世帯	209,400円
5人世帯	209,400円
6人世帯	225,000円
7人以上世帯	251,400円

《対象経費》

転居費用の支給対象・対象外経費は以下の表のとおりです。

対象経費	対象外経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

※原則として、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた不動産仲介業者等の口座へ振り込みます。

3 再支給の申請

転居費用補助を受給した人で、次のいずれにも該当する場合は、再支給の対象となる可能性があります。

- (1) 同一の世帯に属する方の死亡、または申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する方の離職、休業など(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少した場合。
- (2) 従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合

※まずは電話でご相談ください。 自立相談支援窓口 電話番号：03-5654-8625
受付時間：午前8時30分から午後5時(月曜日から金曜日。ただし、祝日及び年末年始は除く。)